

議案第16号

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部改正について

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京丹後市丹後半島森林公園のうち、スイス村高原休養センターについて、普通財産化し民間利用の促進を図るため、同施設を廃止するものである。

(別記)

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部を改正する条例

京丹後市丹後半島森林公園条例（平成16年京丹後市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

	名称	位置
1	京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中2562番地
2	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中329番地の1
3	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1

別表第2中2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料を削り、3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料を2 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料とし、同表備考中「、京丹後市スイス村高原休養センター休養室」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市丹後半島森林公園条例(平成16年条例第185号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市丹後半島森林公園条例			京丹後市丹後半島森林公園条例		
平成16年4月1日 条例第185号			平成16年4月1日 条例第185号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置
1	京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中2562番地	1	京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中2562番地
2	京丹後市スイス村高原休養センター	京丹後市弥栄町野中329番地			
3	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中329番地の1	2	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中329番地の1
4	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1	3	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1
別表第2(第9条、第16条関係)			別表第2(第9条、第16条関係)		
(略)			(略)		
2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料			2 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料		
(1) 休養室			(1) 宿泊施設		
<u>利用施設</u>	<u>単位</u>	<u>使用料(円)</u> (13:00~20:00)	利用者	単位	使用料(円)
休養室	4時間以内	1,000			
	1時間(4時間を超える場合)	250			
(2) 入浴			(1) 宿泊施設		
	<u>単位</u>	<u>使用料(円)</u> (13:00~20:00)	利用者	単位	使用料(円)
	1人・1回	500			
3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料			2 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料		
(1) 宿泊施設			(1) 宿泊施設		
利用者	単位	使用料(円)	利用者	単位	使用料(円)

現行			改正案		
		(15:00～翌日10:00)			(15:00～翌日10:00)
3歳以上	1人・1泊	6,000	3歳以上	1人・1泊	6,000
3歳未満	1人・1泊	1,000	3歳未満	1人・1泊	1,000
(2) 会議室			(2) 会議室		
利用施設	単位	使用料(円) (9:00～17:00)	利用施設	単位	使用料(円) (9:00～17:00)
各室会議等一時利用	4時間以内	1,000	各室会議等一時利用	4時間以内	1,000
	1時間(4時間を超える場合)	250		1時間(4時間を超える場合)	250
備考			備考		
<p>1 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、<u>京丹後市スイス村高原休養センター休養室</u>及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、<u>京丹後市スイス村高原休養センター休養室</u>及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</p> <p>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p>			<p>1 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート_____及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート_____及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</p> <p>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>		

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第 1 6 号 京丹後市丹後半島森林公園の一部を改正する条例	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ()
------------	-------------------------------------	------------	--------------------------------

<< 政策等の概要 >> 丹後半島森林公園を構成する施設のうち、「京丹後市スイス村高原休養センター」について、利用者ニーズの変化により、施設を廃止し、民間による利活用を促進することで施設の有効利用を図るため、京丹後市丹後半島森林公園条例における所要の改正を行うものである。	<< 市民参加の状況 >> 有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
	<< 財源措置の状況 >> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	34,703					34,703
<< 政策等の必要性 >> スイス村高原休養センターについて、施設を廃止し、民間による利活用を推進することで施設の有効利用を図るため、京丹後市丹後半島森林公園条例における所要の改正が必要である。	<< 将来にわたる効果及び経費の状況 >> 施設の管理エリアの縮減により、経費節減が図られる。 (利用者ニーズの変化により、利用者が減少しているため、大きな影響はない。)					
<< 提案に至るまでの経緯 >> R7.11 指定管理者と施設の効率的な運営について協議。 高原休養センターの別の用途での利活用について検討。 R8.1 施設の修繕を行わず、施設を廃止することを説明。	<< 総合計画等の整合 >>					
	まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称					
策定年度						
計画期間						
<< 政策等の実施時期 >> 令和8年4月1日から実施する。	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
	商工観光部	観光振興課	有 ・ <u>無</u>			

※ 各欄の枠内に記載できないとき、他に資料があるとき等は、「別紙〇〇〇のとおり」と記載し、別紙を添付のこと。